

亀岡市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年亀岡市告示第53号で指定した指定納付受託者について、名称の変更があったので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第3項の規定により告示する。

令和8年9月14日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 指定納付受託者の名称

【変更前】ルミーズ株式会社

【変更後】イージャイズ株式会社

2 指定納付受託者の所在地

長野県小諸市本町3-2-25 菱屋本町ビル

3 変更日

令和8年10月1日